Щ

○選管告示

道路の位置の指定 (建築指導課).....

政治団体の名称等...

政治団体の異動事項.....

解散等に係る政治団体の名称等....

П

道路の供用の開始 (道路整備課).....

道路の区域の変更 (道路整備課).....

特定建設工事共同企業体の一般競争入札の参加資格の審査 ( 河川課 ) .........

通損害保険に付すべき義務の消滅 (水産振興課)..........................係る指定漁船長害等補償法第百十二条第一項の規定による同意に関する告示に係る指定漁船を普

生活保護法の規定に基づく介護機関の指定 ( 二件 ) ( 厚政課 ) ...... 生活保護法の規定に基づく医療機関の指定 ( 厚政課 ) ....... 生活保護法の規定に基づく指定医療機関の廃止の届出 (厚政課).....

しなければならない区域の指定(環境政策課)......質の変更をしようとするときの届出を特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出を

目

次

毎週火・金曜日発行

平成 25 年 7月19日 (金曜日)

平成二十五年七月十九日

#### 九七六の二の一部 周南市野村南町四八三八の一の 形質変更時要届出区域

. 部

四九七六の一部、四九七六の一の一部及び四

山口県知事

Щ

本

繁太郎

物並びにほう素及びその化合物 特定有害物質の種類 六価クロム化合物、トリクロロエチレン、鉛及びその化合物、 ふっ素及びその化合

三 土壤汚染対策法施行規則 ( 平成十四年環境省令第二十九号 ) 第五十八条第四項第九 号から第十一号までの規定への該当

土壌汚染対策法施行規則第五十八条第四項第十一号に該当する。

### 山口県告示第二百八十九号

ればならない区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を次のとおり指定する。 害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなけ 土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有

#### 山口県告示第二百九十号

機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。 生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号) 第五十条の二の規定により、 指定医療

平成二十五年七月十九日

Ξ

称療 所 在 山口県知事 地 廃

Щ

本

繁太郎

周南市大字大河内ニ五六の八

八の一熊毛郡田布施町大字下田布施九一

平成 五 五

止

年

月

日

平成 四 九 Ξ

山口県告示第二百九十一号

: 五 五

薬局
まちのくすりやさんえもと

六

五 兀 四

名

おだ薬局

ための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。 生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号) 第四十九条の規定により、 医療扶助の

平成二十五年七月十九日

称療

岩国市山手町一丁目二番六号 在

そだクリニック

地 指 定 年 山口県知事

Щ

本

繁太郎

平成 五 t 月 日

	25年 7		19日 3	金曜日	<u>山</u>		<u></u>	-		段	(定期		第 2	476 号	
も 7 2 7 1	同長会社   八	株式会社プ	"	会療法人健仁	とう福祉工房 神定非営利活	プリーンコーンコー	称名又は名		平成二十五	介護扶助のため	山口県告示館	合同会社タカタ	名和称和	•	おだ薬局
一二M 九丁M 号目で 一二 番	方 の 所 三派 市 ( C 三 ア	宇部市大字西	" " " "	七番二十二日 日の別 日三丁目 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本	九久の二 下久原一六三 六三 三 下 三 町	目五番一号 個別市博多区 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本	た住所 所る所又 正事 と と と と と き と き と き と き と き と う の た う に う の た う れ う れ う れ う れ う れ う れ う れ う れ う れ う		平成二十五年七月十九日	の居宅介護を担て昭和二十五年法	山口県告示第二百九十二号		の所在地 主たる事務所 書業 書 業 者等		周 ヶ
	(	蕗のとう薬局	施設あさ紫苑の護老人保健	ク内料クリニッ リニッ	介護のび	ろは ンター い ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	名客介護			当させる機関を		ナースションフィット 訪問看護ステー	名訪問看		南市
一二四 九丁紀 号目で 一一二 番			一桜 <sup>/</sup> 号 丁 目 三番	三大字 の字 小 り 一 り り 一 り り り り り り り り り り り り り り	〇 下久原一二六 周東町	号丁目二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二	所事 在業 地	山口県知事		介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一		ット 丁目四番六一―宇部市大小路―	称が所を		大字大河内二五六の八車町二丁目一二番四五号
,	》 指養導管	養居 宮宅 理療	"	シテ八訪 ョ ビ問 ン「リリ	"	護訪 問 介	種事 類業 の	Щ		_		六小 一路 	ン 地 等		11 11
	<b>'</b>	"	"	"	"	平 成 二 四五	指定	本		頃の規定		平 成 二 四五	指定		
≡,	<u>n</u>		<u>`</u> `	<i>''</i>	五、	四 <u>五</u> 一	指定年月日	繁太郎		項の規定により、		四 <u>五</u> 一	指定年月日	;	六
称名とは名は名の		平成二十五	介護扶助のため	山口県告示筆	緑山会 山会 社法人	r 株式会社 e s 社 f o	会[ ; ;	医療法人建仁	O u o r e	おおった	総合メディカ	マイルと	式	薬局 社成和	Ц
のたる事業地所在野田	ī	十五年七月十九日	の介護予防を投入的の介護予防を投入の	亦第二百九十三号	八の一 須々万本郷二 南 市 大 字	三四三十二 三四三市 三四三市 四三市 田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田		山陽小野田市	号 工程	波七二五の六の六	型 四天福岡 不可用 不可用 不可用 不可用 一下	号丁工セン 日 ーン 本 ー 六 一 六	五番一三号周南市速玉町	四号 / 町一丁目三番布	一三四〇 町町
名介語称予例			ための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定した。法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一	5	南高原 型居宅介護周 小規模多機能	ゆ型 み居 規 主 介 護 あ 能	ク科クリニッ	紫苑リハビリ	和デイサー ビス	ンター イサー ビスセ マスセテ	おだ薬局	徳山中央店 同中央店	やまと薬局	前成 店 薬 局 高 水	山口平成病院
所事在業地	· ·		を次のとおり指字(う) 第五十四条の		九の二 須々万本郷二 南市大字	三四三二 四三二 の八 町町	三大    の字    一厚    五	山陽小野田市	号 工程 工程 工程 工程 工程 工程 工程 工工 工工 工工 工工 工工 工工	波六六六三の三の三の	・ 八河内 二五六の 大字大	号一周南市二番四番三町 田四番町	二四八一の一 光市大字岩田	一三号二二 二丁目二三 三番 工工	三四〇   町町
種事 類業 の	-				"	介型多小 護居機規 宅能模	シテハ; リョ ビ! シーリ	通所リ	"	護通所介	<i>"</i>	"	"	"	"
指	本		項の規定により、		"	"		11	"	"	"	"	"	"	"
正	繁太郎		走に		<del>其</del>	六	五		六	五	×	"	"	"	四
指定年月日	郎		11		_	_									_

平成25年7月19日	金曜日	Щ	П	県	载	2	(定期)		第 2476 <del>-</del>	号
リサ有 PC ー 製株式 る P社	社テ マ 株式会 社き わ	ル株式会社 総合メディカ	マイル社エス	会社薬品株式	薬局 株式会社成和	も有限会社いく	ロッグ 社 プ	"	会 療法人健仁	プリーンコー ンコー
番光 号丁下 一市 二丸山 号山 番町 二十 一市 二十 一市 二十 一市 二十 一市 二十 一市 二十 一市 二十 一市 二十 一市 二十 一市 二十 一市 二十 一市 二十 一市 二十 一市 二十 一市 二十 一市 二十 一市 二十 一一 二十 一一 二十 一一 二十 一一 二十 一一 二十 一一 二十 一一 二十 一一 二十 二十 二十 二十 二十 二十 二十 二十 二十 二十	七山 波宇部 市人 の	四天福号 番神岡 八二丁中 号丁央 一区	丁目センター 六広島市西区商	五番一三号町	四 号 号 丁 目 三 市 麻 里 不 不 日 三 不 不 不 不 日 三 不 不 不 不 不 不 不 不 不 不	一二防 九丁目 一丁目 一工 一工 一工 一工 子	三波部	y	七日山 番の出 号 三 日 目 市	目五番一号 福岡市博多区
ブセデ 和デ クア るンイ サー ブこくか ターー ビ ス リス	ま な な な な な な な し に し し に し し し し し し し し し し し し し	お だ 薬 局	徳山中央店 ブ薬局	やまと薬局	前店 成和薬局高水	王子店薬局八	蕗のとう薬局	施設あさ紫苑介護老人保健	ク 内科クリニッ リニッ	ろスか はンター い
番光 号丁防 一下 号丁的 一大 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	世 山 山 山 山 山 市 両 八 の 八 の 八 の 三 の 三 の 三 の 三 の に 。 に 。 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。	八河 / 内 内 五大字 の大	号一周 [ ] 目	二 四八一の一 の一	一三号 二丁目二号 三十三三二三 二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二	一二防 九丁目一 一一番 一一番	一山 · 報一〇号 町	一号 桜一丁目三番	三大山 の厚厚 一厚狭野田 一原変田市	号丁目二三番二二二番八
" "	<ul><li>介防介護通護</li><li>所予</li></ul>	"	"	11	"	"	理療防介 指養居護 導管宅予	"	シリリ防介 ョテハ訪護 ン <sup> </sup> ビ問予	介防介 護訪護 問予
// 平 // 成 二 一 五 六五 二	平 // 成 一二 〇四 五	"	"	"	"	"	"	"	"	平 成 二 四五
五 六五 二 〃 〃 〃 〃	Q四 五 ″ ″	六、	<i>'</i> 1	<i>'</i> 1	四 //	Ξ,	<u>Щ</u>	六	五 〃	四五
道路道 路路 平 の線の 成 区 種 二	おいて一般 路の区域を 道路法 (	•	平成二十五年七月十九日	険に付すべ	に関する告定により、		緑 ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( (	<b>注</b> 会	rest 株式会社Fo	会療法人健仁 山
光 県 七月十月 日	の縦覧に供する。 図面は、平成二十五 変更する。 昭和二十七年法律第		七月十九日	は、平成二十	成二十一年山	等輔賞法〈紹印二十 <b> 不第二百九十四号</b>	八須原の一大の一本郷二		三岩 四三 〇	七番二号 日の出三丁目 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日
	年七月十九日か	萩市東部加入区		き義務は、平成二十五年七月二日限り消滅した。	· 八里告示第二百、漁船損害等域	二年去津烏二十	南型/ 高居邦 原介 護相	<b>小</b> 規模多機能	ゆ型小規模 おまで 対理 が は が き 機能 を も に の き の き の き の き の き の き も り き も も も も も も も も も も も も も も も も	ク 科クリニッ 紫苑リハビリ
山口県知事	(の縦覧に供する。 	阿武町加入区	山口県知事	門消滅した。	示(平成二十一年山口県告示第二百八十六号)に係る指定漁船を普通損害保次の加入区について、漁船損害等補償法第百十二条第一項の規定による同意急補償法(昭利二十七年沒得第二十七号)第百十三条の二第一項第一長の規	しまっ角目トニ	九須原の万元を	司 有 方 大 字	三四三二の八 二の列町 四市 3 円町	三大字 一字 一字 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
<del>ず</del> 山	注 定 木 建		<del>ず</del> 山		ぶ第一項	D		<ul><li>宅能介型</li></ul>	模防介 シリ !多小護 ヨデ 機規予 ンー	リリ防介 -ハ通護 ビ所予
本	築 り、次の	田万川町加入区	本		漁船を並ん	<b>第</b> 一 頁		″	"	"
繁 太 郎	道路整備課に次のとおり道	町 加 入 区	繁 太 郎		真通損害 同の	를 )	五 一		六	"
	に 道				保意規	見	Ξ		一 七	"

六の一地先まで 同郡 同町大字佐賀字下防地一一九	の毛 三郡 地平 先生	間
新	旧	新別
最広ニー・八二・五	最次 一七・〇	(メートル)敷地の幅員
二八〇・三	二八五・六	(メートル) 延 長
完了による。 道路改良工事の		備考

### 山口県告示第二百九十六号

路の供用を開始する。 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第二項の規定により、次のとおり道

おいて一般の縦覧に供する。 その関係図面は、平成二十五年七月十九日から一月間山口県土木建築部道路整備課に

平成二十五年七月十九日

山口県知事 Щ 本 繁太郎

光県 路 上 線 関 名 線道 同郡。同町大字佐賀字下防地一一九六の熊毛郡平生町大字曽根字百済部浜一八の 供 用 開 始 ത 一 地地 先まから X 間 二十日平成二十五年七月 供用開始の期日

### 山口県告示第二百九十七号

請の時期、方法等について次のとおり定めた。 係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格(以下 経営規模等入札参加資格」という。) 並びに当該経営規模等入札参加資格の審査の申 地方自治法施行令 (昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の五第一項の規定によ 錦川総合開発事業旧市道宇津・平瀬線付替道路足瀬橋架設工事 (上部工)の契約に

平成二十五年七月十九日

山口県知事

錦川総合開発事業旧市道宇津・平瀬線付替道路足瀬橋架設工事 (上部工)

(二) (→) 工事の概要 工事場所 岩国市錦町広瀬字貂け淵から同市錦町広瀬字好ケ瀬までの間

Щ 本 繁太郎

> 鋼単純ローゼ桁形式橋りょう 構 造 延 七・五メートル 툱 道 (車道三・・ 路 ・〇メートル) 幅 員

#### 経営規模等入札参加資格

構成するものに限る。)とする。 入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体 ( 二者で

- 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者である
- 規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が鋼構造物工事の A等級であること。 示(平成二十四年山口県告示第四百九十四号。以下「告示」という。) 二の一の 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告
- 2 定する特定建設業の許可(鋼構造物工事業に係るものに限る。 建設業法 (昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。) 第三条第六項に規 )を受けているこ
- 3 出資比率が三十パーセント以上であること。
- る営業所又は鋼構造物を製作する工場を有する者にあっては、九百以上)であるこ の(以下「総合評定値」という。)の鋼橋上部工事の数値が千百以上(県内に主た 知事が通知した法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値のうち直近のも 共同企業体の代表者の平成二十五年七月十八日までに国土交通大臣又は都道府県
- ること。 共同企業体の代表者以外の者の総合評定値の鋼橋上部工事の数値が九百以上であ
- 経営規模等入札参加資格の審査
- (--)共同企業体競争入札参加資格審査申請書等

同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類 (以下「申請書等」とい 経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、 告示四の一に規定する共

- う。) を提出しなければならない
- 総合評定値通知書の写し

共同企業体協定書の写し

特定建設業の許可通知書の写し

3 2

4 委任状

三七四四)にすること。

四

 $(\Xi)$ よるものは、受け付けない。 申請書等の提出方法 申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信に

申請書等の提出場所

山口県錦川総合開発事務所 岩国市錦町広瀬七八〇番地

(四) 申請書等の提出期間及び時間

で 平成二十五年七月十九日から同年八月九日までの午前九時から午後四時三十分ま

経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法 経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を

(定期)

その他 平成二十五年八月二十九日までに発送する。 この審査についての問合せは、 山口県錦川総合開発事務所 (電話〇八二七-七二-

### 山口県告示第二百九十八号

の位置を次のとおり指定した。 建築基準法 (昭和二十五年法律第二百一号) 第四十二条第一項第五号に規定する道路

その関係図面は、周南土木建築事務所に備え付けて縦覧に供する。

П

平成二十五年七月十九日

Щ

山口県知事 Щ 本 繁太郎

下松市瑞	
瑞穂町	地
	名
	及
の三及び	び
四丁目六九三の三及び六九四	番
<u> </u>	地
	0.1-
_	(   メー 
四  ・   五	・ ト ル <sub>員</sub>
	( メ エ
四五	トル()長
0	
平成二五	指定年月日
五	月日

## 

# 山口県選挙管理委員会告示第九十八号

政治資金規正法 (昭和二十三年法律第百九十四号) 第六条第一項の規定による届出が

あった政治団体の名称等は、次のとおりである。

平成二十五年七月十九日

山口県選挙管理委員会委員長

中

村

正 昭

平成25、		柳井市姫田/5番/号	片寄 薫	片客 茜	かたよせいわみ 後援会
備 居出 年月日	その他の事項	主たる事務所の所在地	会計責任 者の氏名	代表者の 氏 名	政治団体の名が

# 山口県選挙管理委員会告示第九十九号

あった政治団体の異動事項は、 政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第七条第一項の規定による届出が 次のとおりである

平成二十五年七月十九日

山口県選挙管理委員会委員長 中 村 正 昭

	日本弁護士政治連盟山口県支部 / 鶴 義勝 末永 /	政治結社大日本新政會萩支部 / 秋葉 博行 藤田 5	会計責任者 松村 武男 山本		育藤亘後接会 代表者 古屋 光男 緑 4	かわい美和子後接会 事務所	自由民主党山口県自動車整備支部 / 斉藤 茂 青木	会計責任者 新谷 和彦 竹本	自由民主告出口倡主知诸人会 代表者 岸 信夫 石峪 三		
_						3町3 周南市野上町 2丁目35				H	
_	* #	<i>"</i> 24	» 25	*	" 7	"	" 19	" 25	平成25、	(军月日)	

平平 _	平成25年7月19日	金曜日	Щ	П	県	報		(定期)	ŝ	9 247	6 号	
平成二十五年七月十九日発行平成二十五年七月十九日印刷				なかよしの党山口県支局	政治団体の名称	平成二十五年七月十九日	があった解散等に係る政治団体の名称等は、次のとおりである。政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第十七条第一項の規定による届出	山口県選挙管理委員会告示第百号	山口県自動車整備政治連盟	日日於日表田 十次日刊目	1 二 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	村田信二後接会
				根間 和子	代表者の 氏 名		政治団体の	貝会告示第	盟	P	ш	
発発 行行 人所				杉山 洋子	会計責任 者の氏名	山口県選挙等	名称等は、次法律第百九十	号	*	会計責任者	<b>介</b>	事務
山口県知				下関市梶栗町3丁目4番/0号	主たる事務所	山口県選挙管理委員会委員長	次のとおりである。		斉藤 茂	E者 小田撤次郎	者高杉千河生	所 長門市東深川 /24の43
事庁				目 4 番 /0号	る事務所の所在地	中村工	第一項の規定に		青木明	松本 貴志	藤里 隆	長門市仙崎 3/4の/
				平成25,0	解 年月日	昭	による届出		" /9	» 2/	*	*